

様式3

## 随意契約理由書

担当課

スポーツ課

契約内容	契約件名	2020東京オリンピック選手団の事前キャンプによる宿泊所の借上げ（単価契約）			
	業務概要	2020東京オリンピック競技大会における選手団の事前キャンプ実施については、新型コロナウイルス感染症対策として、選手団の事前キャンプ滞在期間中の宿泊施設では、選手団と一般客の接触を避けることが求められていることから、空き室の確保及び食事会場の確保のため受注者施設の一部を借り上げ、その経費を負担する。			
	契約金額	執行予定額 金10,014,400円(消費税及び地方消費税を含む) 空室借上げ 62,960円(税込)/日 × 10日 × 14部屋 食事会場借上げ 120,000円(税込)/日 × 10日 × 1会場			
	契約締結日	令和3年7月15日			
	契約期間	令和3年7月20日 ~ 令和3年7月29日			
	契約の相手	東京都豊島区西池袋一丁目6番1号 日本ホテル株式会社 代表取締役社長 里見 雅行			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
<p>本事業は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金交付要綱（令和3年3月3日文科科学大臣決定）</li> <li>・ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金管理運営要領（令和3年3月3日スポーツ庁次長決定）</li> </ul> <p>及び外国人選手等の受け入れに際しての新型コロナウイルス感染症対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金交付要綱及び同事業実施の手引きに基づいて実施するものであり、選手団が指定した宿泊施設と随意契約を締結する。</li> </ul> <p>なお、部屋単価については、実際に選手団が宿泊施設に支払った一部屋当たりの金額を上限とする。</p>					

様式3

## 随意契約理由書

担当課

情報課

契約内容	契約件名	ソフトウェアライセンス購入	
	業務概要	市内小中学校の校務用PCにおいて、セキュリティソフトを1年間継続使用するために必要なライセンスを購入する。	
	契約金額	金629,200円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和3年7月1日	
	契約期間	令和3年7月1日 ~ 令和3年7月30日	
	契約の相手	千葉県館山市長須賀9番地 株式会社ヤマス	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	見積比較の実施：【2者見積比較】	
	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い 30万円以下
	財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け 30万円以下
	物件の借入	40万円以下	その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき			
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
担当課において緊急に見積書を徴取、期間内に回答のあった事業者について比較検討を行い、最も安価を提示した株式会社ヤマスとの随意契約を締結するものである。			

様式3

## 随意契約理由書

担当課

環境センター

契約内容	契約件名	水中攪拌ポンプ購入	
	業務概要	館山市衛生センターのし尿処理で使用している水中攪拌ポンプ 2台の購入。	
	契約金額	金688,353円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和3年8月2日	
	契約期間	令和3年8月2日 ~ 令和3年9月30日	
	契約の相手	館山市西長田420-1 (株)東和機材 館山営業所	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
<p>館山市衛生センターのし尿処理で使用している水中攪拌ポンプが故障してしまい、現在、応急対応として能力が低い予備品を接続し運転している。          長期にわたり、仕様以下の水中ポンプで運転した場合、し尿処理に悪影響を及ぼす恐れが高く、速やかに仕様を満たす水中ポンプを用意する必要があるが生じている。          そこで、水中ポンプの取扱いのある市内業者に問い合わせたところ、本業者が最も早く水中ポンプを納入できるため、随意契約を締結する。</p>			

様式3

## 随意契約理由書

担当課

総務課

契約内容	契約件名	人事給与システム賃貸借	
	業務概要	人事給与システムの賃貸借（再リース）	
	契約金額	金749,518円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和3年8月30日	
	契約期間	令和3年9月1日 ～ 令和4年3月31日	
	契約の相手	東京都江東区東陽二丁目3番25号 株式会社内田洋行 営業統括グループ 千葉県千葉市中央区新町3番地13 富士通リース株式会社 千葉支店	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
<p>人事給与システムについては、平成28年9月1日より令和3年8月31日の5年間の賃貸借契約をしており、契約期間中、大きな不具合等もなく安定した運用ができています。</p> <p>現契約の契約期間満了に際し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再リースとした場合、借上料が安価となること</li> <li>・ システムの入替を行う場合、給与事務スケジュール上、4月に新システムの稼働開始とすることが望ましいこと</li> </ul> <p>上記理由により、現在の機器が使用可能な期間内において賃貸借期間を延長（再リース）することが、経費・事務量の両面において有利であるため、現契約の相手先と随意契約による再リースをするものである。</p>			

様式3

## 随意契約理由書

担当課

管財契約課

契約内容	契約件名	飛沫防止パーテーション購入			
	業務概要	コロナ対策用の飛沫防止パーテーションの購入			
	契約金額	金838,365円（消費税及び地方消費税を含む）			
	契約締結日	令和3年8月6日			
	契約期間	令和3年8月6日	～	令和3年8月20日	
	契約の相手	館山市正木1203-8 有限会社鈴木商店			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき					
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
職員に新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生し、緊急で対策をする必要があるため、早急に購入に対応できる市内業者と随意契約するもの。					

様式3

## 随意契約理由書

担当課

管財契約課

契約内容	契約件名	飛沫防止パーテーション購入		
	業務概要	コロナ対策用の飛沫防止パーテーションの購入		
	契約金額	金686,400円（消費税及び地方消費税を含む）		
	契約締結日	令和3年8月6日		
	契約期間	令和3年8月6日	～	令和3年8月20日
	契約の相手	千葉市中央区都町2-19-3 株式会社千葉測器		
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下	
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下	
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下	
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」			
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき			
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき			
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき			
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき				
随意契約理由				
職員に新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生し、緊急で対策をする必要があるため、早急に購入に対応できる市内に営業所がある業者と随意契約するもの。				

様式3

## 随意契約理由書

担当課

管財契約課

契約内容	契約件名	飛沫防止パーテーション購入		
	業務概要	コロナ対策用の飛沫防止パーテーションの購入		
	契約金額	金448,030円（消費税及び地方消費税を含む）		
	契約締結日	令和3年8月6日		
	契約期間	令和3年8月6日	～	令和3年8月20日
	契約の相手	館山市国分931-1 株式会社もちづき		
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下	
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下	
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下	
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」			
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき			
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき			
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき			
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき				
随意契約理由				
職員に新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生し、緊急で対策をする必要があるため、早急に購入に対応できる市内業者と随意契約するもの。				

様式3

## 随意契約理由書

担当課

教育総務課

契約内容	契約件名	モバイルWi-Fiルーター購入	
	業務概要	新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、児童生徒が陽性者や濃厚接触者が特定されて自宅待機となった際、Wi-Fi環境のない家庭へモバイルWi-Fiルーターを貸し出し、オンライン学習が行える環境整備を行うことで2学期からの学びの保障とするため、当該機器を購入する。	
	契約金額	金356,400円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和3年8月27日	
	契約期間	令和3年8月27日 ～ 令和3年9月30日	
	契約の相手	習志野市津田沼三丁目16番30号 ドミール津田沼311号 株式会社ロイドベンチャーシステム	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	見積比較の実施：【3者以上見積比較】	
	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い 30万円以下
	財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け 30万円以下
	物件の借入	40万円以下	その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき			
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
担当課による3者見積合せを行い、最低価格を提示した（株）ロイドベンチャーシステムと随意契約をする。			

様式3

## 随意契約理由書

担当課

選挙管理委員会事務局

契約内容	契約件名	第49回衆議院議員総選挙公営ポスター掲示板購入		
	業務概要	第49回衆議院議員総選挙で設置する公営ポスター掲示場の掲示板購入		
	契約金額	金1,163,800円（消費税及び地方消費税を含む）		
	契約締結日	令和3年9月3日		
	契約期間	令和3年9月3日	～	令和3年11月13日
	契約の相手	茨城県取手市清水747番地 株式会社コーエー		
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下	
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下	
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下	
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」			
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき			
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき			
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき			
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき				
随意契約理由				
<p>第49回衆議院議員総選挙のポスター掲示場設置要領の案（未定稿）が8月27日に初めて示され、本契約に係る仕様を確定することができたが、任期満了（10/21）または解散によるこの選挙は、政局次第で9月から11月の間で、いつ執行されてもおかしくない状況であり、入札に付す時間がないため。</p> <p>なお、担当課による3社見積合せを行い、最低価格を提示した株式会社コーエーと随意契約する。</p>				

様式3

## 随意契約理由書

担当課

スポーツ課

契約内容	契約件名	冬芝管理用機械借上げ			
	業務概要	出野尾多目的広場の芝生を夏芝から冬芝へ切替作業等のため管理用機械等の借上げを行う。			
	契約金額	金1,114,300円(消費税及び地方消費税を含む)			
	契約締結日	令和3年9月10日			
	契約期間	令和3年10月1日	~	令和3年11月19日	
	契約の相手	館山市安布里742番地 有限会社 長谷川商店			
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
出野尾多目的広場の夏芝から冬芝への切替作業に用いる機械は芝管理専用の機械であり、作業は専門的な技術が必要なため、オペレーター付きで借上げる。業者選定にあたっては、市内では、この業務における機械の借上げが可能なのが本業者のみである。また、市内業者から借上げることにより、借上機械の使用中的故障等のトラブルに速やかに対応することができる。また、市内の機械貸出業者や農業機械取扱業者の中で、本作業に関して過去の実績があり、機械及び作業内容を熟知し、修理や作業上のトラブル等速やかに対応できる上記業者が最も適していると判断したため。					